

中小企業
のための

消費税制度改正 対応ポイント個別相談会



「2割特例終了後、あなたの事業所の対応は決まっていますか？」

インボイス制度の導入から数年が経過し、消費税制度は新たな対応段階を迎えています。「2割特例」の終了や仕入税額控除の経過措置など、制度の見直しにより、これまでと同じ対応では税負担が増える可能性があります。本相談会では、中小企業の経営者や経理・実務担当者に向けて、「いつまでに、何を、どう対応すべきか等」制度改正のポイントを分かりやすく、事業者ごとの状況に応じた対応方法を個別に説明します。

このようなお悩みはありませんか？

- ☒ 「2割特例」が終わると、消費税はいくら増えるの？
- ☒ 本則課税と簡易課税、どちらを選ぶのが有利？
- ☒ 届出書はいつまでに提出すればいいの？
- ☒ 取引先への影響や価格設定はどう考えればいい？
- ☒ インボイス制度の経過措置がよく分からない！
- ☒ 顧問税理士はいないので、気軽に相談したい！

1つでも当てはまる方は、
この機会にぜひご相談ください。

個別相談内容

- 消費税制改正への対応と税負担軽減のポイント
- 免税事業者等からの仕入れに係る仕入税額控除の経過措置と留意点
- 「2割特例」終了後の対応と「3割特例」の活用ポイント
- 本則課税・簡易課税のシミュレーションと選択のポイント
- 各種届出書の提出期限と実務上の注意点

この相談会で分かること

- ☒ 今後必要となる消費税制度への対応
- ☒ 自社に適した課税方式の選び方
- ☒ 税負担を見据えた準備と対策
- ☒ 届出漏れを防ぐためのスケジュール
- ☒ 自社の状況に合わせた具体的な対応方法

第1回

10月16日(金)
10:00-16:00

第2回

10月23日(金)
10:00-16:00

会場 松本商工会館 3階 302会議室

対象 中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

定員 各日5社（1社1時間）

※開催前日まで受付。定員になり次第、締め切ります

講師 関東信越税理士会松本支部

派遣税理士 小野 伸二 氏

申込方法（いずれかの方法でお申込み下さい）

FAX

or

メール

or

申込フォーム

下記の申込書にご記入の上、

【FAX】

0263-32-1482

下記アドレスに必要事項を送信

【メールアドレス】

soudan@mcci.or.jp



参加申込書

お問合せ先：松本商工会議所 中小企業振興部 経営支援グループ 行

TEL:0263-32-5350 FAX: 0263-32-1482 URL: <https://www.mcci.jp> E-mail: soudan@mcci.or.jp

該当箇所に ✓をしてください	☐ 10月16日(金)	☐ 10月23日(金)	☐ 10:00~11:00	☐ 13:00~14:00
			☐ 11:00~12:00	☐ 14:00~15:00
			☐ 15:00~16:00	
事業所名	業種(事業内容)			
住所				
電話番号	FAX			
E-MAIL				
参加者名				